

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、するめいかに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年8月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第1 するめいか（令和8年4月～令和9年3月）

- 1 都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量
600トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
宮城県するめいか定置網等漁業	210トン
宮城県するめいか小型機船底びき網漁業	250トン
県留保枠	140トン